

答 申 書
(答 申 第 176 号)
平成 26 年 8 月 18 日

1 審査会の結論

平成 26 年度営繕工事積算標準単価表建築物、同表電気設備工事及び同表機械設備工事を非開示としたことは妥当である。

2 異議申立の経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

省略

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

ア 本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、「営繕工事積算標準単価表、建築物、電気設備工事、機械設備工事」である。

イ 北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、「平成 26 年度営繕工事積算標準単価表建築物、同表電気設備工事及び同表機械設備工事」を対象公文書（以下「本件公文書」という。）と特定した。

(2) 本件諮問事案における審議について

実施機関は、本件公文書が、北海道情報公開条例（平成 10 年北海道条例第 28 号。以下「条例」という。）第 10 条第 1 項第 6 号に規定する非開示情報（以下「6 号情報」という。）に該当するとして公文書非開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

異議申立人は、本件処分により非開示とされた公文書について、開示を求めていることから、当該公文書を非開示とした処分の妥当性について判断することとする。

(3) 6 号情報の該当性について

ア 条例第 10 条第 1 項第 6 号は、試験の問題及び採点基準、検査、取締り等の計画及び実施要領、争訟の方針、入札予定価格、用地買収計画その他の道等又は国等の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるものについて、非開示情報に該当する旨を定めている。

イ 実施機関は、本件公文書について、予定価格調書に関する情報であり、開示することにより公正な入札の実施を著しく困難にすると認められることから、6 号情報に該当すると主張する。

ウ 異議申立人が開示を求めている本件公文書は、平成 26 年度に道が発注する公共建築物の予定価格算定において用いられる単価表である。

予定価格の基となる工事内訳書に計上すべき工事費の単価については、営繕工事設計単価策定要領（平成 15 年 4 月 16 日制定）で、単価表によるものとされている。単価表にない場合については、①物価資料に掲載されている価格、②見積りによる価格の順に採用するもの、とされている。

実施機関の説明によれば、工事内訳書での単価の構成は、ある工事を例にすると、単価表が約 9 割、残りの 1 割が①及び②の単価となる。

また、この単価表は、77,000 余りの単価により構成されており、i) 道が独自の調査や歩掛りにより決定した単価及び ii) 公表されている刊行物単価に同じく公表されている標準歩掛りを乗じた単価に分けられる。

なお、歩掛りとは、ある作業を行う場合の単位数量又はある一定の工事に要する作業手間及び作業日数を数値化したものである。

i) の単価については、道独自の調査や歩掛りで決定されたものであるため、平成 26 年度営繕工事積算要領は公表されているとしても、誰でもが計算すれば知り得る情報であるとはいえない。

ii) の単価については、既に公知となっている情報を元に計算された単価ということはあるが、

公知となっている情報についても、一定の範囲内で自治体の判断で用いられる率を乗じた単価であり、単価決定の際に用いられている率は公表していないことから、誰もが計算すれば知り得る情報とはいえない。

このことから、本件公文書を開示すると工事内訳書の単価の大部分が判明することとなり、今年度において予定される入札について、予定価格が容易に類推することができることから、公正な入札の実施を著しく困難にすると認められるため、6号情報に該当すると判断する。

(4) 異議申立人のその他の主張

異議申立人のその他の主張については、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられるものであることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成 26 年 5 月 26 日	○ 諮問書の受理（諮問番号 453） ○ 実施機関から関係書類（(1) 諮問文、(2) 異議申立書の写し、(3) 公文書開示請求書の写し、(4) 公文書非開示決定通知書の写し、(5) 異議申立の概要、(6) 理由説明書 (7) 対象公文書の写し）の提出
平成 26 年 5 月 29 日	○ 新規諮問事案の報告（諮問番号 453） ○ 本件諮問事案の審議を第三部会に付託
平成 26 年 6 月 13 日	○ 異議申立人から意見書の提出
平成 26 年 6 月 25 日 （第三部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成 26 年 7 月 23 日 （第三部会）	○ 答申案骨子審議
平成 26 年 8 月 6 日 （第 74 回審査会）	○ 答申案審議
平成 26 年 8 月 18 日	○ 答申